

○ 「香川県警察犬運用要領の制定について」の一部改正について

(令和4年10月28日付け香鑑識第175号)

香川県警察における警察犬の運用については、これまで「香川県警察犬運用要領の制定について」(平成30年12月26日付け例規香鑑識第192号。以下「旧例規」という。)に基づき行ってきたところであるが、この度、嘱託警察犬の嘱託期間を2年から1年に見直し、新たに別添「香川県警察犬運用要領」を定め、令和5年1月1日から実施することとしたので、適正な運用を努められたい。

記

1 改正の趣旨

これまで嘱託警察犬の嘱託期間を2年期間としていたが、嘱託期間内における警察犬の能力及び体力等の低下が懸念されることから嘱託警察犬の能力維持等を目的として嘱託期間の変更を行ったものである。

2 改正点

嘱託期間を2年から1年に変更する。(別添 第3の5の(5))

別添

香川県警察犬運用要領

第1 総則

1 目的

この要領は、犯罪捜査等において警察犬の効果的な運用を図るために、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 直轄警察犬(以下「直轄犬」という。)とは、鑑識課において直接飼育、管理及び運用する畜犬をいう。
- (2) 嘱託警察犬(以下「嘱託犬」という。)とは、本部長が警察部外者の飼育している畜犬について必要な審査又は選考を行い、犯罪捜査等への出動をあらかじめ嘱託したものをいう。
- (3) 警察犬とは、直轄犬及び嘱託犬をいう。
- (4) 直轄犬担当者(以下「担当者」という。)とは、直轄犬の飼育管理、訓練及び使用に従事する者をいう。
- (5) 嘱託警察犬指導者(以下「嘱託指導者」という。)とは、本部長の嘱託により、嘱託犬の訓練及び使用に当たる者をいう。

3 運用責任者

- (1) 県本部に警察犬の運用責任者を置き、鑑識課長をもって充てる。
- (2) 運用責任者は、警察犬の効果的な運用並びに施設及び装備資器材の適正な維持管理に努めるものとする。
- (3) 運用責任者は、警察犬の訓練、指導及び活用に関する必要な教養が十分行われるよう配慮するものとする。

第2 直轄犬

1 配置及び訓練場所

- (1) 直轄犬は、鑑識課に配置する。
- (2) 直轄犬の訓練場所は、原則として香川県警察本部警察犬訓練所及び香川県警察犬訓練場とする。

2 担当者

(1) 担当者の指定

運用責任者は、所属職員の中から担当者を指定するものとする。

(2) 担当者の業務

ア 担当者は、直轄犬の適正な飼育、訓練、現場出動等の活動に従事するものとする。

イ 担当者は、日々の業務内容、警察犬の飼育、訓練状況等について直轄警察犬運用日誌(別記様式第1号)を作成し運用責任者へ報告する。

ウ 担当者は、別表第1の直轄犬訓練基準に基づく計画的かつ実戦的な訓練により、直轄犬の高度な能力の維持向上に努めるものとする。

第3 嘱託犬

1 香川県嘱託警察犬審査委員会の設置

- (1) 嘱託犬の嘱託に対する審査及び選考を適正に行うため、県本部

に香川県囑託警察犬審査委員会（以下「委員会」という）を置く。

(2) 委員会に関する事務は、鑑識課において行う。

2 委員会の組織

(1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(2) 委員長には本部長を、副委員長には刑事部長を、委員には鑑識課長及び本部長が指定する警察職員をもって充てる。

(3) 委員長は、必要により警察犬についての知識及び経験を有する者を審査の都度、委員に囑託することができる。

3 委員会の業務

(1) 委員会は、毎年1回囑託犬の囑託に必要な審査を実施するものとする。ただし、県本部の行う警察犬競技会における審査をもって、委員会の審査に代えることができる。

(2) 囑託警察犬の災害の認定

4 囑託犬の審査及び選考

(1) 囑託犬を囑託する場合は、民間で飼育している畜犬で囑託犬の囑託を希望するものについて、足跡追及、臭気選別、服従警戒等の科目により、個々の囑託犬としての資質、能力等について、実地に審査するものとする。

(2) 審査の期日、場所、審査要領、選考基準等は、その都度、別に定める。

(3) 囑託犬の選考は、審査に合格した畜犬の中から、囑託犬としての適格性を審議して委員会において決定する。

(4) 重大事件の発生等により、審査を行うことができないときは、選考により決定する。

(5) 囑託指導者の選考は、選考された畜犬と一対とする。この場合、囑託指導者の適格性を審議し、委員会において決定する。

5 囑託

(1) 囑託犬の囑託は、委員長が、4により決定した囑託犬の所有者に対して、警察犬囑託書（別記様式第2号）及び囑託警察犬章（別記様式第3号）を交付して行うものとする。

(2) (1)の囑託は、足跡追及、臭気選別、服従警戒等科目別に行うものとする。

(3) 囑託指導者の囑託は、当該囑託犬等を担当する指導者の中から、その者の人格、経験年数及び指導能力を審議して、委員会において決定し、委員長が警察犬指導者囑託書（別記様式第4号）を交付して行うものとする。

(4) 囑託指導者には、委嘱の際に別に定める現場活動用被服及び帽子を貸与するものとする。

(5) 囑託犬及び囑託指導者の囑託期間は、委嘱の日から1年間とする。

(6) 囑託の期間が満了し、又は終了前に囑託を取り消されたときは、速やかに現場活動用被服及び帽子を委員会に返納しなければならない。

6 囑託の取消し

(1) 委員長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、期間満了前であっても囑託を取り消すことができる。

ア 囑託犬の所有者又は囑託指導者を変更したとき。

イ 嘱託犬の所有者又は嘱託指導者が嘱託を辞退したとき。

ウ 嘱託犬が実働不能又は死亡したとき。

エ その他所有者又は嘱託指導者が警察運営上好ましくない事案を生じさせたときなど、嘱託をすることが適当でないときと認めるとき。

(2) (1)のうち、アからウまでに該当する事由が生じたときは、嘱託犬の所有者又は嘱託指導者は、所轄署長を経て委員会に嘱託の取消しを申し出るものとする。

(3) その他

(1)のアに該当する場合において所有者のみが変更した場合、継続の有無を委員会において選考し決定する。ただし、嘱託を継続することとなった場合、期限は元の嘱託期限内に限るものとする。

7 嘱託犬の訓練指導

運用責任者は、嘱託指導者に対し、嘱託犬の高度な能力の維持向上を図るための継続訓練を依頼するものとする。

第4 出動等

1 出動基準

警察犬は、次のいずれかに該当する場合に使用する。

(1) 犯罪現場に犯人の遺留品、足跡その他の原臭があるとき。

(2) 犯罪現場付近に犯人が潜伏し、又は犯罪に使用した凶器、被害品等が隠匿されていると認められるとき。

(3) 犯行を立証するため、臭気選別を行う必要があると認められるとき。

(4) 犯罪現場等に犯人が立てこもり、これを逮捕するため警察犬の使用が必要と認められるとき。

(5) 臭気によって、行方不明者、迷い子等を捜索する必要があると認められるとき。

(6) その他警察犬を使用する必要があると認められるとき。

2 警察犬の出動

(1) 署長等は、犯罪捜査等のため必要と認めるときは、運用責任者に警察犬の出動を要請するものとする。ただし、事案の状況等により急を要するときは、直ちに嘱託犬を出動させることができるものとし、この場合は事後速やかに運用責任者に連絡しなければならない。

(2) 運用責任者は、(1)の出動要請があった場合において必要があると認めるとき又は警察犬の出動を要すると認められる事件、事案等を認知したときは、直ちに警察犬を出動させるための措置をとるものとする。

(3) 運用責任者は警察犬を出動させる場合、特殊又は危険性の高い事件等については、原則として直轄犬を出動させるものとする。

3 臭気選別の嘱託

(1) 署長等は、犯罪捜査のため、臭気選別が必要と認めるときは、臭気選別嘱託書(別記様式第5号)により、運用責任者に嘱託するものとする。

(2) 運用責任者は、臭気選別の嘱託を受け、必要があると認めるときは、警察犬による臭気選別を実施させるための措置をとるものと

する。

4 警察犬使用上の留意事項

警察犬の使用に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 犯罪現場等に臨場したときは、発生時間、原臭、地理的条件等を総合的に判断して、警察犬の使用条件を満たすと認められた場合には、犯人等の臭気の散逸を考慮し、速やかに出動を要請すること。
- (2) 現場は、他の臭気との混同を避けるため、警察官といえどもみだりに立ち入らせず、特に犯人の侵入経路及び逃走経路と考えられる場所への自動車の乗り入れは行わないこと。
- (3) 足跡、遺留品等は、直射日光や風雨にさらされないように注意し、清潔な遮蔽物を用いて臭気の散逸を防止すること。
- (4) 遺留品等は、必ずゴム手袋、第三者の汗等が付着していないピンセット、割り箸等で取り扱い、第三者の臭気を付けないこと。
- (5) 警察犬の足跡追及及び検索には必ず警察官が同行し、一定の距離を保ちながら追従し、言動を慎み、絶えず警察犬の挙動に注意し、人犬一体の搜索活動を実施すること。
- (6) 搜索活動中に犯人の遺留品その他の証拠物等を発見したときは、立会人、写真撮影、記録化等の立証措置を講じ、特に指紋、足こん跡、DNA資料の採取に影響を与えないように万全を期すこと。
- (7) 囑託指導者が出動する場合、警察活動であることを明確にするために、現場活動被服及び帽子を着用すること。

5 使用結果報告

(1) 直轄犬

直轄犬担当者は現場へ出動したときは、直轄警察犬出動簿（別記様式第6号）を作成し、運用責任者へ報告すること。

(2) 囑託犬

署長等は、囑託犬を使用したときは、その結果を囑託警察犬使用状況報告書（別記様式第7号）により、運用責任者に報告すること。

第5 災害補償及び災害見舞金

1 災害補償

囑託警察犬指導者の活動中における災害補償については、「民間保険」を適用するものとする。

2 災害見舞金の支給

囑託犬が、要請を受けて出動中、災害により死亡、廃疾又は負傷した場合には、災害見舞金を支給するものとする。

(1) 支給対象

災害見舞金は、本要領に基づく出動要請を受けた囑託犬が、犬舎を出発してから帰舎するまでの間において災害により死亡、廃疾又は負傷したとき、当該囑託犬の所有者に対し支給するものとする。ただし、その災害原因が第三者の行為によるものと認められ、当該第三者から損害賠償を受けられる場合には、災害見舞金を支給しないことができる。

(2) 支給額

災害見舞金の支給額は、別表第2に定めるとおりとする。

- (3) 支給申請
運用責任者は、災害見舞金支給対象となる災害が発生したときは、警察犬災害見舞金支給申請書（別記様式第8号）により、委員長に申請するものとする。
- (4) 審査
 - ア 嘱託警察犬の災害の認定は、副委員長、委員及び会計課長において審査する。
 - イ 運用責任者は、(3)の規定により申請されたものについて、速やかに支給の可否及び支給金額について審査した結果を委員長に報告しなければならない。
- (5) 支給の決定
委員長は、(4)のイによる報告に基づいて、支給の可否及び支給額を決定し、支給することとした場合には、警察犬災害見舞金支給通知書（別記様式第9号）により、当該嘱託犬の所有者に対し通知するものとする。
- (6) 記録
運用責任者は、警察犬災害見舞金支給記録簿（別記様式第10号）により、災害見舞金の支給状況を記録しておかなければならない。

第6 補足

- 1 謝金の支給
嘱託犬を使用したときは、当該嘱託犬の所有者及び嘱託指導者に対し、別に定める謝金を支給するものとする。
- 2 表彰
警察犬を使用した結果、犯罪捜査等に功労があったと認められるときは、香川県警察の表彰等に関する訓令（平成14年香川県警察本部訓令第12号）に定めるところにより表彰するものとする。
なお、嘱託犬による犯罪捜査等で特に著しい功労があったと認められるときは、感謝状の副賞として警察犬功労章（別記様式第11号）を授与するものとする。
- 3 名誉警察犬
嘱託犬として長年活躍した畜犬が高齢等のため使用不可能となったときは、別に定める名誉警察犬称号付与基準により、名誉警察犬の称号を付与し、その優れた活動実績を顕彰するものとする。
- 4 簿冊の備付
運用責任者は、次の簿冊を備え付け、警察犬の管理及び運用状況を明らかにしておかなければならない。
 - (1) 犬籍カード（別記様式第12号）
 - (2) 嘱託警察犬台帳（別記様式第13号）
 - (3) 警察犬指導者台帳（別記様式第14号）
 - (4) 警察犬等表彰台帳（別記様式第15号）

別表及び別記様式省略